

7月 は国民年金保険料免除申請などの区切りの月です!!

国民年金は、納付期間等が25年間(300ヵ月)以上あることが支給要件となっており、1ヵ月でも期間が満たない場合は、原則として年金が支給されません。【最長加入期間は40年間(480ヵ月)】

また、未納期間がある場合は障害基礎年金や遺族基礎年金の支給を受けられなくなることもありますので、収入が少ないなど様々な事情により納付が困難な方には下記の免除制度をご利用のうえ、未納期間を作らないように注意してください。

免除制度の種類・反映割合・納付額

免除の種類	月額納付額	年金額への反映割合	納付期間への反映
全額免除	0円	満額納付者の2分の1	承認された期間は全て反映されます。 ただし、納付額を納付した場合に限ります。
4分の3免除	3,770円	満額納付者の8分の5	
半額免除	7,550円	満額納付者の4分の3	
4分の1免除	11,320円	満額納付者の8分の7	

納付額については、平成22年度の月額保険料(15,100円)を基に算出しています。
なお、申請できる期間は7月から翌年6月までとなり、原則毎年申請する必要があります。

制度の種類	対象となる方	年金額への反映割合	納付期間への反映
学生納付特例	1年以上在学する方	なし	承認された期間は全て反映されます。
若年者納付猶予	30歳未満の方		

承認される期間は、「学生納付特例制度」が4月から翌年3月まで、「若年者納付猶予制度」は7月から翌年6月までとなり、原則として毎年申請する必要があります。

免除申請および若年者納付猶予は、7月中に限り前年7月分から6月分および7月分から翌年6月分の2ヵ年間の申請をすることができます。

共通事項

免除および猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に保険料を追納する際には、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意願います。

免除および猶予に関する審査は、一定の基準により行われますので、所得基準を超えているなどの理由により却下されることもあります。

離職者、震災・風水害などの被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。

審査対象者(納入義務者の全員が前年度所得額を基準より下回る必要があります)

制度の種類	納入義務者の順位
全額免除・一部免除	被保険者・世帯主・配偶者
学生納付特例	被保険者
若年者納付猶予	被保険者・配偶者

注意事項

学生納付特例および若年者納付猶予期間については、将来において年金を納付(追納)しなければ、年金受給額には一切反映されません。ただし、加入期間の一部として反映されます。(資格期間のみ反映されます)

平成22年1月2日以降に南富良野町に転入された方は本町において前年度所得の確認ができないため、前住所地から所得証明書をお取りいただくこともあります。

納入義務者全員の住民税の申告を行ってください。(所得確認ができなければ審査できません)

申請先

「年金手帳」印鑑・学生納付特例を申請する方は「学生証の写し」在学証明書を持参のうえ総務課戸籍年金係までお越しください。(学生納付特例の継続申請をハガキで提出された方を除く)

問い合わせ先

総務課戸籍年金係 ☎ 52 2144

広報みなみふらの

お知らせ版

2010.7.1

No.212